

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>六 教育問題等について</p> <p>(三) 図書館の在り方等について</p> <p>2 捜査関係事項照会に対する対応について</p> <p>刑事訴訟法第197条第2項を根拠に、警察が令状無しで「捜査関係事項照会」を図書館に行い、利用者情報を求めた事例が多発しており、札幌弁護士会は、61市町村の102館中10館が照会を受けたことを明らかにしています。</p> <p>図書館への令状の無い「捜査関係事項照会」は、「宣言」に照らし、回答すべきではないと考えますが、教育長の見解を伺います。</p> <p>図書館への利用履歴等の照会は、思想信条の自由、プライバシー権を侵害する危険が高くなっています。</p> <p>刑事訴訟法第218条に基づき、裁判所からの令状を得て行うべきではありませんか、警察本部長の見解を伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>憲法第35条は「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は令状がなければ、侵されない」とあります。</p> <p>警察の捜査が適正かどうかを司法がチェックするのが令状主義であり、この令状主義によって捜査対象者の権利が保護されています。</p> <p>これまで情報提供を行ってきた苫小牧市立中央図書館は、我が党の指摘を受け、令状なしに情報提供に応じない旨、苫小牧市議会で答弁したと報道されています。</p> <p>先ほど教育長からも「原則として令状に基づき対応すべきもの」との答弁がなされました。</p> <p>道警察は、図書館の性格及び憲法の要請から、令状に基づく対応を行うべきと強く指摘をいたします。</p>	<p>(警察本部長)</p> <p>捜査関係事項照会についてであります。刑事訴訟法第197条第2項では、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定されておりまして、道警察では、この規定に基づき、捜査目的を達成するために必要な事項について、照会を実施しております。</p>